

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 阿佐間幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	久喜市佐間字裏新田一三九九番 一地先から同市河原代字上分九六番 一地先まで	区 間
一六・〇八〇 十六・二二二	一〇・八七〇 一一・九九九	敷地の幅員 (メートル)
	三三四・一三三	延長 (メートル)
		備 考